

御代田町太陽光発電事業の適正な 実施に関するガイドライン

令和2年6月 適用

令和2年11月 改訂

御代田町

1 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、御代田町環境保全条例（平成元年御代田町条例第3号）第5条の規定に基づき、町内における太陽光発電設備を用いた事業活動に伴う公害の防止、自然環境の適正な保全及び環境への負荷の軽減のため、法令等の規制がない場合を含め事業者等が遵守すべき事項を明示したものです。

地域の健全な発展と調和のとれた太陽光発電設備を用いた再生可能エネルギー事業を促進するために、町、事業者及び住民の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定め、必要な措置を講ずることにより、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの利用により持続可能な地域づくりに資することを目的とします。

また、経済産業省資源エネルギー庁作成の「事業計画策定ガイドライン」による町、地域住民との合意形成、必要な手続等について明示します。

2 対象

本ガイドラインでは、町内において土地面積1,000m²以上に自立して設置する太陽光発電設備を対象とします。

3 設置を避けるべきエリア及び設置に慎重な検討と配慮が必要なエリア並びに設置を抑制するべきエリア

太陽光発電事業の実施における土地の選定の際には、法的規制の有無や発電効率による採算性だけでなく、防災、土地利用上の影響、良好な自然環境、住環境及び生活環境の保全並びに景観保全（以下「防災、環境保全及び景観保全等」といいます。）に支障がないか、多角的な観点から当該土地及び周辺地域の環境への影響を検討する必要があります。

町では、当該土地及び周辺地域の防災、環境保全及び景観保全等を図るため、「設置を避けるべきエリア（レッドエリア）」（別表1）及び「設置に慎重な検討と配慮が必要なエリア（イエローエリア）」（別表2）を示しました。これらのエリアは、当該土地及び周辺地域の防災、環境保全及び景観保全等を図る上で、さまざまなリスクや影響が懸念されるエリアであるため、これらのエリアでの事業については、設置場所の変更を含め、あらゆる角度からの検討が必要です。

また、都市計画法第8条第1項第1号に規定されている第1種低層住居専用地域は、低層住宅の良好な住環境を保護する地域であり、住居を誘導するための地域です。更に都市計画法第8条第1項第7号に規定されている風致地区は、樹林地等その土地の自然的要素を維持するために定められた地域です。こうした地域は、当該地で生活する住民の静穏な住環境及び生活環境の確保並びに従来からある自然環境と景観等を保全するため、設置を抑制していくなければなりません。

4 関係法令

事業者の責任において、関係法令の規定を確認し、協議や手続を行ってください。御代田町が所管しているものは「別表3」のとおりです。その他の法令については、太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議事務局（長野県環境部環境エネルギー課）作成の「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル」等を参考にし、所管する行政機関に照会してください。

5 事業者が配慮すべき事項

土地に自立して設置する太陽光発電事業により、周辺の防災、環境保全及び景観保全等への影響が想定されます。

事業者は、次に掲げる各号に配慮し、適切な太陽光発電事業を実施してください。

（1）全般

ア 事業者は、太陽光発電設備の設置等に関する法令、長野県及び町の条例、規則等を遵守すること。

イ 事業者は経済産業省資源エネルギー庁作成の「事業計画策定ガイドライン」に沿つ

て事業計画を策定すること。

ウ 周辺の土地利用との適切な調和を図ること。

(2) 計画・設計段階

ア 尾根、丘陵地、高台、斜面上部での設置を避けること。

イ 太陽光発電設備の最上部を周辺の景観から可能な限り突出しないようにすること。

ウ 太陽光発電設備の設置は、開発区域と隣接する土地の間に次の区分により緩衝帯を設置し、隣接する土地及び道路等から視認できないよう植栽し、フェンスを設置すること。フェンスの色彩は、周辺の景観と調和を図り、植栽は、フェンスの高さと同等以上とすること。

太陽光発電設備を設置する土地の面積	緩衝帯の幅
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2 m以上
2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3 m以上
3,000 m ² 以上	4 m以上

エ パワーコンディショナー等の稼働音等が地域住民等の周辺環境に影響を与えないようすること。

オ 低反射な太陽電池モジュールを選択し、反射光が周辺環境を害さないこと。

カ 太陽電池モジュール及び付帯設備の色彩は、周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを用いること。

キ 既存設備がある場合には、既存設備と新設設備を同系色にすること。

ク その他配慮すべき事項（別表4）を参照すること。

(3) 施工段階

ア 防災、環境保全及び景観保全等に支障がないようにすること。

イ 騒音・振動の抑制方法、周辺地域の道路、土地の使用方法、資材・廃棄物等の適切な処理方法、地域住民等の安全確保等について、地域住民等の生活環境を損なうことのないよう適切な措置を講じること。

ウ 工事期間中においては、工事目的、工事期間、発電事業者名、発電事業者の連絡先、施工業者名及び施工業者の連絡先を公衆の見やすい場所に表示すること。

(4) 運用・管理段階

ア 保守点検及び維持管理に関する計画を策定し、体制の構築を図ること。

イ 発電設備・フェンス・雨水排水設備について、定期的に保守点検を行い、破損等が発生した場合は、速やかに対応するとともに原因究明と再発防止の措置を講ずること。

ウ 事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないよう定期的な除草・清掃等を行うこと。

エ 落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合は、速やかに現地を確認すること。また、これらの発生が予想される場合は、事前の点検等を行うこと。

オ 発電設備に異常が生じた場合は、電気事業法等の規定に則した適切な措置を講ずること。また、敷地外へ影響が及ばないよう適切に対応すること。地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、町や地域住民へ速やかにその旨を報告するとともに、被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講じること。

カ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画作成段階で予期しなかった問題が生じた場合は、適切な対策を講じ、災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うこと。

キ 事業者の変更があった場合は、事業継承者が地域住民と合意した事項や事業開始後の経緯などを適切に引き継ぎ、誠意をもって対応すること。

(5) 終了段階（撤去と処分）

ア 太陽光発電事業が終了した場合には、太陽光発電設備の撤去を必ず行うこと。なお、太陽光発電設備を撤去・処分する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭

和 45 年法律第 137 号)、太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(環境省)等に基づき、適切な措置を講じること。

- イ 太陽光発電事業の終了後、太陽光発電設備を撤去するまでの間は、感電防止等の安全性確保のため、第三者が太陽光発電設備に近づかないよう適切な措置を講じること。
- ウ 発電事業終了後の発電設備の撤去及びその処分費用について、定期的な積立て等により確保すること。

6 土地所有者が配慮すべき事項

太陽光発電事業によっては、景観の阻害、太陽電池モジュールによる反射光、パワーコンディショナーからの騒音等による生活環境の悪化や雨水の敷地外への大量流出による下流域への影響、土地の形質変更に伴う防災機能の低下、周辺の土地利用との調和など、地域住民や周辺の環境に少なからず影響が想定されます。そのため事業者に当該土地を売却又は賃貸しようとする土地所有者は、次に掲げる事項に配慮し、売却又は賃貸を行うのか検討してください。

(1) 土地を売却する場合

土地所有者は、町の良好な環境を保全することを第一に考えた上で、売買の是非を検討すること。

(2) 土地を賃貸する場合

- ア 事業者に当該土地を賃貸する土地所有者は、さまざまな影響やリスクを考慮し、事業者との賃貸借契約締結の是非を検討すること。

- イ 賃貸借契約が終了した場合には、土地所有者は事業者の原状回復義務が適切に履行されているかを必ず確認すること。

- ウ 事業者の倒産等により事業が承継されない場合は、土地所有者は新たな承継先を速やかに確保するとともに、承継されるまでの間は、土地所有者が「5 事業者が配慮すべき事項」に準じて管理等に努めること。

7 地域住民との合意形成

地域住民との合意形成を図り、理解を得た上で事業を行うため、事業の概要や環境・景観への影響等について、地域住民へ十分な説明を行ってください。また、地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、誠実に対応し、意見や要望を事業計画に反映してください。

まず、区長（地域自治組織の代表）、事業用地の境界からおおむね 100 メートル以内の家屋所有者と居住者、土地所有者、別荘団地においては管理者にも個別に説明をしてください。これら地域住民等の意見や要望を踏まえ、説明範囲の拡大や説明会開催の要否を判断してください。

8 協定

地域住民と合意や約束した内容を明確にするため、協定書等を作成し締結してください。本ガイドラインにて協定書案を「別紙」のとおり示しますので、参考としてください。

事業計画が合計出力 50 キロワット以上の太陽光発電設備を用いた事業の場合においては、設備の設置、運用、管理、撤去に関する協定を区と締結していることを環境保全条例に基づく届出受理の条件とします。

土地面積 10,000 m²以上の太陽光発電施設計画においては、開発行為届に伴い、町と協定を締結することを、届出審査において勧告しない旨の通知（不勧告通知書）の条件とします。

9 御代田町環境保全条例に基づく開発行為届

開発行為の届出が必要な事業の場合は、地域住民との合意形成と協定締結、関係法令・条例の規定に基づく協議や手続、売電事業の場合は国の事業認定を経た後、町へ届出書を提出し、不勧告通知を受けた後、発電設備の設置工事（樹林伐採や整地、資材搬入など太陽光発

電設備の設置を前提とした行為を含む。）を着手してください。

10 ガイドライン違反に対する町の対応について

本ガイドラインで遵守を求めている事項に違反している場合には、御代田町環境保全条例に基づき指導、勧告を行います。

また、FIT 法の認定事業者が遵守すべき法令及び条例に違反すると判断したときは、経済産業省へ情報を提供します。

11 ガイドラインの運用開始時期

このガイドラインは、令和 2 年 4 月 1 日から運用し、運用時点で電気事業者との接続契約を締結する前の事業に対して適用します。

運用時点で既に電気事業者との接続契約を締結している事業、発電設備の運転を開始している事業についても、可能な限り本ガイドラインに沿った対応を行ってください。

【別紙】

○○太陽光発電事業に関する協定書(案)

○○区長○○(以下「甲」という。)と事業者名・代表者の職氏名(以下「乙」という。)は、乙の実施する太陽光発電事業について、次のとおり協定を締結する。

(事業の実施)

第1条 乙は、この協定の定めるところにより、次の事業を実施するものとする。

事業の種類 太陽光発電事業(太陽光発電施設の設置と管理)
事業地 ○○ほか○○筆
事業面積 ○○平方メートル
事業規模 出力○○kW
協定対象期間 令和○年○月○日(協定締結の日)から事業の終了後、乙の撤退まで

(乙の責務)

第2条 乙は、事業の実施に当たっては、別紙に掲げる事項について誠実に履行するものとする。

(甲、乙の協力)

第3条 甲及び乙は、第1条に掲げる事業の実施に伴い、相互に緊密な連絡調整を図り、乙の事業が円滑かつ適切に実施されるよう努めるものとする。

(着手及び工事の完了)

第4条 乙は、第1条に掲げる事業に着手しようとするときは、甲に対して事業に着手する旨文書をもって伝えるものとする。

2 乙は、前項による工事が完了したときは、速やかに甲に対して工事が完了した旨文書をもって伝えるものとする。

(事業の変更)

第5条 乙は、第1条に掲げる事業を変更しようとするときは、甲に届け出るとともに、本協定の改定について協議するものとする。

(事業の終了)

第6条 乙は、第1条に掲げる事業を終了しようとするときは、甲に届け出るとともに、事前に事業撤退の詳細について協議するものとする。

(継承に係る措置)

第7条 乙は、第1条に掲げる事業の全部若しくは一部を第三者に譲渡し又は貸し付けようとするときは、あらかじめ甲と協議するとともに、この協定の効力を当該第三者に継承するものとする。

(協定の存続)

第8条 第1条の事業の実施に当たっては、乙以外の事業者に変更又は交代した場合においてもこの協定の効力は存続するものとする。

(疑義等の処理)

第9条 甲及び乙は、この協定に関して疑義が生じたとき又はこの協定の履行に関して必要が生じたときは、速やかに協議し、その解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、記名押印の上各自1通を所持する。

令和〇年〇月〇日

甲 住 所 _____
区 名 _____
職 氏 名 _____ 印 _____

乙 住 所 _____
事業者名 _____
職 氏 名 _____ 印 _____

※本協定書（案）は、参考となる様式を示したものです。

_____ (改ページ) _____

別紙（令和〇年〇月〇日確認）

（以下、甲乙間で取り決めの事項を記載）

1

2

3

・

・

次ページの「取り決め事項の参考例」を参考としてください。

◎取り決め事項の参考例◎

協定書に記載する取り決め事項の参考を例示しますので、適宜、修正や削除などを行い、御利用ください。

【植生の保護】

- 現存する植生、地形等は極力残存し、自然環境の保全と開発に起因する災害を未然に防止することを図ること。
- 敷地内にある良好な樹木、その他樹木、河川、水辺等は極力保存し、活用するように努めること。
- 新たに植栽を行う場合は、地域の自然植生に適合した樹種を選定すること。
- 植栽は、年2回以上管理を行い、周辺環境を悪化させないこと。

【土地の形質の保全】

- 土地の地質変更は、必要最小限に止め、多量な土石等の移動は避けるものとし、やむを得ず移動する場合には、擁壁、水抜きの設置、段切り等を行い土石の流出防止に万全を期すこと。
- 大規模な法面、擁壁ができるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。
- 擁壁工を必要とする場合は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。

【災害の防止】

- 事業地内に十分な雨水の浸透施設を設置するなどの排水対策を行うこと。
- 落雷、洪水、台風、大雪、地震等の異常気象発生後は速やかに現地で異常がないか確認し、異常が発見された場合には早急に対応するとともに甲に報告すること。発電設備が破損した場合は十分な措置を講じるよう努めるとともに事業区域外へ被害が及ぶ場合には、地区住民等への周知を行い、被害を最小にとどめること。
- 緊急時に速やかに対応が図られるよう、乙は緊急連絡先等を記載した緊急時対応マニュアルを作成し、甲へ提出すること。

【水資源の保護及び水質保全】

- 水道に供する水源及び農業用水源（畠地かんがいを含む。）等の保護に万全を期し、当該水源等の水量及び水質に影響を与えないものであること。

【景観の保全】

- 太陽電池モジュールの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、原則として、黒、グレー系又はダークブラウンの中から周囲と調和するものを選択すること。
- 太陽電池モジュールは、低反射のものを使用するとともに、文字、絵、図等が目立たない、又は描かれていないものを使用すること。
- フレームについては、素材は低反射のものを使用し、色彩は景観に配慮されたものを使用すること。
- パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の付属設備の色彩は、景観に調和したものとすること。
- （道路沿いや民家等に隣接して設置する場合）通行者、通行車両、民家等から直接見えないように植栽やフェンス等で目隠しを行い、可能な限り目立たないようにすること。
- （尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合）太陽光発電施設の設置及び樹木の伐採により稜線を乱すことがないようにすること。
- （主要な道路から視認できる場合）主要な道路（国道〇〇号）から望見できないよう、植栽又は不透過性のフェンス若しくはその双方を設置すること。
- （主要な眺望点から視認できる場合）主要な眺望点（〇〇展望台）からの眺望に配慮し、太陽光

発電設備の色彩を背景と同化させることや植栽を用いる等、人工物の存在感を軽減させること。

- （景観形成拠点等から視認できる場合）電線類は可能な限り地中化すること。

- 太陽光発電設備は隣接する町道等から〇m後退して設置すること。

【設置工事】

- 降水量が多い時期には、土砂流出等の災害防止策を履行すること。

- 太陽光発電設備設置工事中及び完成後において、降雨時は常にパトロールを実施し、関係住民、農地及び林地等へ被害を与えないよう万全の措置を講ずること。

- 工事期間中においては、工事目的、工事期間、発電事業者名、発電事業者の連絡先、施工業者名及び施工業者の連絡先を表示すること。

- 乙は、工事が完了した際には甲へ報告し、甲は工事が当初の事業計画と齟齬がないか確認すること。

【設備の管理】

- 著しく傾斜している土地とその周辺には、太陽光発電設備を設置しないこと。

- 事業区域内の除草等環境整備に努めること。

- 発電所の周囲には、フェンス等を設置し、出入口を施錠するとともに、出入口に立入りを禁止する表示をする等の立入り防止措置を講ずること。

- 事業地の入り口に、事業者名、事業者連絡先、保守管理者名及び保守管理者連絡先を表示すること。

- （事業の実施場所付近に水源又は住宅地がある場合）事業地の管理に当たっては、農薬及び除草剤は使用しないこと。

【太陽光発電事業を終了する場合の取扱い】

- 乙が事業を終了する場合は、太陽光発電設備を含む設備及び施設等の解体・撤去・整地・植栽等の原状回復を適正かつ速やかに行うこと。

- 太陽光発電設備の撤去に当たり廃棄が必要となる場合には、関係諸法令等に基づき適切に処理すること。

【損害賠償等】

- 乙は、開発事業に起因する土砂流出等により乙以外に損害を与えたときの措置を明確にするものであること。

- 開発事業により直接影響のある道路、河川、防災施設等の改良又は補修に要する経費は、乙の負担とするものであること。

【苦情への対応】

- 乙は、事業について、地域住民等から苦情があったときは、誠意をもってこれに対応すること。

【地域への貢献】

- 乙は、甲が行う区内清掃に協力して、敷地に隣接する道路及び側溝の清掃を行うこと。

- 乙は、区内の環境保全のため、活動協力金として年〇円を甲へ納入すること。

別表1 太陽光発電設備の設置を避けるべきエリア（レッドエリア）

エリア	関係法令等	確認方法
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法	長野県信州くらしのマップ 「防災」
砂防指定地	砂防法	
地すべり防止区域	地すべり等防止法	
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
土砂災害危険箇所	国の示した調査要領により県が調査し公表した箇所	
保安林	森林法	長野県信州くらしのマップ 「森林情報」
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	産業経済課 農業委員会事務局
第一種農地 採草放牧地	農地法	
自然公園	自然公園法	長野県信州くらしのマップ 「自然・環境」
指定文化財区域	文化財保護法	教育委員会
水資源保全地域	長野県の豊かな水資源の保全に関する条例	企画財政課

別表2 太陽光発電設備の設置に慎重な検討と配慮が必要なエリア（イエローエリア）

エリア	関係法令等	確認方法
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法	長野県信州くらしのマップ 「防災」
地域森林計画の対象民有林	森林法	長野県信州くらしのマップ 「森林情報」
鳥獣保護区	鳥獣保護法	長野県ホームページ 「長野県鳥獣保護区等位置図 及び区域説明書について」
視点場からの眺望エリア	長野県景観条例	建設水道課
埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	教育委員会
郷土環境保全地域	長野県自然環境保全条例	

別表3 太陽光発電設備設置に係る関係法令等

○御代田町が担当窓口となるもの

関係法令等	内 容	担当課
森林法	地域森林計画の対象民有林（保安林、保安施設地区の森林は除く）内で立木の伐採する場合は、あらかじめ伐採及び伐採後の造林の届出が必要	産業経済課
農地法	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利を設定又は移転する場合は、農業委員会を経由した県知事の農地転用許可が必要	農業委員会事務局
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内での設置は原則認められない。	産業経済課
地方税法	固定資産税（償却資産等）の申告 事業用の施設は、償却資産となり、所有者は、毎年1月1日現在における償却資産について、町に申告する義務がある。	税務課
騒音規制法	指定地域内において特定建設作業をする場合は、作業開始の7日前までに届出が必要	町民課
振動規制法	指定地域内において特定建設作業をする場合は、作業開始の7日前までに届出が必要	町民課
御代田町環境保全条例	面積が1,000m ² 以上の土地に太陽光発電設備を設置する場合は、届出が必要。土地面積が10,000m ² を超える場合は、町との開発協定が必要	建設水道課
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合は、着手の60日前までに届出が必要	教育委員会
河川法	河川区域等における占用等の許可（一級河川を除く。）	建設水道課
道路法	町道内の占用等の許可	建設水道課
御代田町公共物管理条例	法定外公共物に係る占用等の許可	建設水道課
国土利用計画法	土地売買等の契約（予約を含む）を締結した場合は、その契約の日から2週間以内に町長を経由した県知事への届出が必要 ・都市計画区域 5,000m ² 以上 ・区域外 10,000m ² 以上	企画財政課
公有地の拡大の推進に関する法律	都市計画区域内における土地の有償譲渡をしようとする場合は、届出が必要 ※3週間の譲渡制限有 ・10,000m ² 以上 ・都市計画施設内・計画道路等 100m ² 以上	建設水道課
都市計画法	面積3,000m ² 以上で建築基準法の建築物・工作物に該当するものを設置する場合は、開発行為の許可が必要	建設水道課

建築基準法	建築基準法の建築物・工作物に該当するものを設置する場合は、確認申請が必要	建設水道課
長野県景観条例	景観法に基づく届出が着工日の30日前に必要な太陽光電池モジュールの建築面積の合計が ・景観形成重点地区 面積 20 m ² 以上 ・一般地区 1,000 m ² 以上 設置する場合は、許可が必要	建設水道課
御代田町風致地区内における建築等の規制に関する条例	設置する工作物（太陽光を含む）の高さが 1.5mを超えるものを設置する場合は、許可が必要	建設水道課

○国・長野県が担当窓口となるもの

太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議事務局（長野県環境部環境エネルギー課）作成の『太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル』等を確認してください。

別表4 その他配慮すべき事項

項目	遵守すべき事項	届出書類に明示する事項
1 柵堀等	<p>全ての発電設備において、関係者以外の者が立入ることができないよう、柵や堀などを設置し、入口は施錠すること。</p> <p>高さ・発電設備との距離は、第三者が容易に乗り越えられたり、外部から発電設備等に容易に触れられたりしない程度とし、使用材料は金網フェンスなど人力では簡単に取り除けないものとすること。また、見えやすい位置へ立入り禁止看板を設置するなど、立入り防止措置をすること。</p> <p>通学路や住宅街であれば子ども用の対策をするなど、設備の周辺状況に応じた対応をすること。</p>	土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図、排水施設計画平面図、工作物詳細図（以下 土地利用計画図等）に位置、形状、高さ、延長を記載すること。
2 道路	発電設備及び付随施設の設置により、道路の見通しが悪化することのないようにすること。また、「建築基準法による道路後退取扱い要綱」に配慮し、道路中心から2m以上工作物を離して設置すること。	土地利用計画図等に位置、形状、幅員を記載すること。
3 切土・盛土	必要最小限にとどめること。勾配は、できるだけ緩和して法面の安定化を図ること。植生シート等により切土・盛土面の保護を行うこと。	造成計画平面図、造成計画断面図作成すること。切土部と盛土部が分かるようにする記載すること。勾配を記載すること。
4 擁壁	擁壁を設置する際には、安全の確保のため、安定計算等必要な検討を行うこと。	土地利用計画図等に位置、形形状、高さ、延長を記載すること。
5 土砂流出対策	敷地外への土砂の流出を防止する対策（溝、土留めの設置など）をすること。設置後には、その機能を維持するために適正な管理をすること。	
6 雨水対策	<p>雨水は全て敷地内で処理できるよう、地下浸透施設等の雨水排水施設を設置すること。雨水排水施設の計画は、地形や周辺の状況を勘案すること。雨水排水計算書作成に当たっては、次の文献を参照されたい。</p> <p>雨水浸透施設技術指針〔案〕 計画調査編 流域開発に伴う防災調整値等技術指針 長野県開発許可審査指針</p>	雨水排水計算書を作成し、現場透水試験結果報告書を添えて提出すること。 土地利用計画図等に設置位置を記載すること。
7 緊急連絡先	柵等の外側から見えやすい場所に標識を設置すること。資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に基づいた内容とすること。設置は、工事の着手後速やかに行うこと。	
8 設置位置	発電設備及び付隨施設は隣地境界から可能な限り後退すること。特に、道路や住宅に隣接する箇所においては植栽等により威圧感や存在感を軽減すること。	土地利用計画図等に位置、形形状、高さ、延長を記載すること。
9 周辺環境への配慮	パワーコンディショナーの稼働音による騒音、電磁波による電波障害、モジュールから反射光による光害などにより、地域住民の生活の環境を害することのないようにすること。	

項目	遵守すべき事項	届出書類に記載等する事項
10 景観条例との調整	長野県景観条例に基づく景観重点地区では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないこと。浅間山の眺望を阻害しないこと。道路・隣地境等から後退すること。	現地を見越して浅間山が確認できるかの現況写真を添付すること。
11 モジュール	太陽電池モジュールの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で目立たないもの（黒、グレー、ブラウン系）を使用すること。また、モジュールとフレームは、低反を使用すること。 なお、彩度は6以下とし、風致地区においては、4以下とすること。	設備の規格・構造・色等がわかる工作物詳細図、仕様書を添付すること。
12 諸設備	パワーコンディショナー、分電盤等の諸設備の色彩は、周囲の景観に調和したものとすること。フェンスの色については、黒、茶、深緑、灰色とすること。	設備の規格・構造・色等がわかる工作物詳細図、仕様書等を添付すること。

策定 令和2年 4月 1日 適用 令和2年 4月 1日
改訂 令和2年 11月 20日 適用 令和2年 12月 21日